

介護サービス事業者 自主点検表

地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	_____
事業所の名称	_____
	〒
事業所の所在地	_____
電話番号	_____
事業者の名称	_____
事業者の代表者職・氏名	_____
管理者名	_____
記入者名	_____
記入年月日	_____

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 点検に係る留意事項

- (1) 少なくとも年に1回は実施してください。また、運営指導の際には、他の関係書類とともに最新のものの写しを町へ提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と、改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第17号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基 本 方 針	1
第2	人 員 に 関 す る 基 準	1
第3	設 備 に 関 す る 基 準	2
第4	運 営 に 関 す る 基 準	2
第5	変 更 の 届 出 等	13

自主点検表(地域密着型通所介護)			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第1 基本方針			
1 基本方針	指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 2
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数 (1) 生活相談員	指定地域密着型通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 1 項第 1 号
(2) 看護師 又は准看護師	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 1 項第 2 号 条例第 59 条の 3 第 2 項、第 3 項
(3) 介護職員	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要な数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 1 項第 3 号 条例第 59 条の 3 第 2 項～第 4 項
(4) 機能訓練指導員	1 以上になっていますか。 なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 1 項第 4 号 条例第 59 条の 3 第 6 項
(5) その他	生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 7 項
2 利用定員が 10 人以下である場合の看護職員及び介護職員の員数	上記(第 2 の 1(2)及び(3))の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数としていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 3 第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
3 管理者	<p>指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 4
第 3 設備に関する基準			
1 設備に関する基準	<p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 5 第 1 項
(1) 食堂及び機能訓練室	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 5 第 2 項第 1 号
(2) 相談室	<p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 5 第 2 項第 2 号
(3) 設備の専用	<p>上記(1)、(2)に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 5 第 3 項
(4) 設備を利用したサービスの提供	<p>利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合、サービス提供開始前に町長に届け出ていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 5 第 4 項
第 4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>① 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域密着型通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 9 条第 1 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではいませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 10 条)
3 サービス提供困難時の対応	当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 11 条)
4 受給資格等の確認	① 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 12 条第 1 項)
	② ①の被保険者証に、法 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 12 条第 2 項)
5 要介護認定の申請に係る援助	① 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 13 条第 1 項)
	② 指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 13 条第 2 項)
6 心身の状況等の把握	指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 6
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	① 指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 15 条第 1 項)
	② 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 15 条第 2 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第16条)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護の提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第17条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第18条)
11 サービスの提供の記録	① 指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法(法第42条の2第6項)の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第20条第1項)
	② 指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第20条第2項)
12 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の7第1項
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の7第2項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 利用料等の受領	<p>③ ①及び②の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていませんか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 2 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 3 食事の提供に要する費用 4 おむつ代 5 1～4に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 7 第 3 項
	<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 7 第 5 項
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(法第 41 条第 8 項) 準用(法第 42 条の 2 第 9 項)
	<p>⑥ 領収証に、指定地域密着型通所介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 42 条の 2 第 2 項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。</p> </div>	はい ・ いいえ	準用(施行規則第 65 条) 準用(施行規則第 65 条の 5) 国税庁ホームページ「領収証の記載事項等」

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 22 条)
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	① 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 8 第 1 項
	② 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 8 第 2 項
15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	① 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 1 号
	② 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 2 号
	③ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 3 号
	④ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 4 号
	⑤ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 5 号
	⑥ ⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 6 号
	⑦ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 7 号
	⑧ 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 8 号
	⑨ 認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 9 第 8 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
16 地域密着型通所介護計画の作成	① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 10 第 1 項
	② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 10 第 2 項
	③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 10 第 3 項
	④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 10 第 4 項
	⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 10 第 5 項
17 利用者に関する町への通知	<p>指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。</p> <p>1 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 28 条)
18 緊急時等の対応	従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 53 条)
19 管理者の責務	① 管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 11 第 1 項
	② 管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 11 第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
20 運営規程	<p>指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを従業者及び利用者に周知していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定地域密着型通所介護の利用定員 5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項 	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 12
21 勤務体制の確保等	① 利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 13 第 1 項
	<p>② 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 13 第 2 項
	③ 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 13 第 3 項
	④ 全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 13 第 3 項
	⑤ 適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 13 第 4 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
22 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第1項)
	② 地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第2項)
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第3項)
23 定員の遵守	<p>利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第59条の14
24 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の15第1項
	② ①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の15第2項
25 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の16第1項
	② 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の16第2項第1号
	③ 地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の16第2項第2号
	④ 地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	条例第59条の16第2項第3号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
26 掲示	<p>① 指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 当該重要事項を記載した書面を地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p> </div>	はい ・ いいえ	<p>準用(条例第34条第1項)</p> <p>準用(条例第34条第2項)</p>
	<p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 令和7年4月1日から義務付け、それまでは努力義務</p> </div>	はい ・ いいえ	準用(条例第34条第3項)
27 秘密保持等	<p>① 指定密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第1項)
	<p>② 指定密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第2項)
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第3項)
28 広告	<p>指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第36条)
29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第37条)
30 苦情解決	<p>① 提供した指定地域密着型通所介護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第38条第1項)
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第38条第2項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
30 苦情処理	③ 提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行っていますか。 この場合において、町からの求めがあったときは、指導又は助言にしたがって講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 3~4 項)
	④ 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行っていますか。 この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、指導又は助言にしたがって講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 5~6 項)
31 地域との連携等	① 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する町の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下、「運営推進会議」という)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 17 第 1 項
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 17 第 2 項
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 17 第 3 項
	④ 事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 17 第 4 項
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 17 第 5 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
32 事故発生時の対応	① 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 18 第 1 項
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 18 第 2 項
	③ 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 18 第 3 項
	④ 条例第 59 条の 5 第 4 項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 18 第 4 項
33 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 1 号）
	② 指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 2 号）
	③ 指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 3 号）
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 4 号）
34 会計の区分	指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 41 条）
35 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 59 条の 19 第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
35 記録の整備	<p>② 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域密着型通所介護計画 二 条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 条例第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 条例第28条の規定による町への通知に係る記録 五 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 六 条例第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 条例第59条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 	はい ・ いいえ	条例第59条の19第2項
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等	<p>指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を町に届けていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 申請者の登記事項証明書又は条例等 四 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要 五 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 六 運営規程 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町に届けること。</p> </div>	はい ・ いいえ	法第78条の5第1項及び第2項 施行規則第131条の13第1項第3号